

令和 6 年度

宇佐市農業委員会
第 7 回(10 月)定例総会議事録

宇佐市農業委員会

宇佐市農業委員会第7回定例総会会議録

令和6年11月5日（火）午前9時30分より宇佐市役所本庁2階24会議室において会長が第7回（10月）定例総会を招集した。

本日の出席委員は次の通りであった。

議長 6番 久保田 昭廣 会長

1番 川野 峰志 委員	2番 阿部 善浩 委員	3番 池田 雅彦 委員
4番 信國 和徳 委員	5番 辻 勝 委員	7番 安倍 隆司 委員
8番 今仁 俊朗 委員	9番 司城 慶三 委員	10番 永岡 卓巳 委員
11番 清祐 義人 委員	12番 牧野 金生 委員	13番 宮田 文昭 委員
14番 吹上 和子 委員	15番 笠口 芳人 委員	16番 植松 好子 委員
17番 小野 公博 委員	18番 後藤 寛治 委員	19番 山末 隆一 委員

欠席委員

なし

事務局

久保事務局長、松成農政係総括、木原農地係総括、農政係安部副主幹

議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案 第31号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案 第32号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案 第33号 非農地証明願について
議案 第34号 農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について

報告 第22号 農地法第3条の3の規定による届出について
報告 第23号 農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の
解約通知について
報告 第24号 農地法第5条許可処分の取消について
報告 第25号 2a未満の農業用施設用地への転用の届出について

事務局 長 定刻より少し早いですが、ただ今から令和6年度第7回10月の定例総会を開会いたします。

ただ今の出席委員は19名中19名で、宇佐市農業委員会会議規則第10条の定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

それでは、会議規則第8条により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は、久保田会長にお願いいたします。

議長 皆さんおはようございます。

(あいさつ)

それではこれより議事に入ります。

まず日程第1の議事録署名委員の指名を行います。

宇佐市農業委員会会議規則第41条第2項の規定により議長が指名いたします。

議事録署名委員は、16番 植松 好子 委員、17番 小野 公博 委員の2名にお願いいたします。

なお、本日の会議書記には事務局職員の安部副主幹を指名いたします。

以上で、日程第1を終わります。

それでは、日程第2の議案第31号を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 議案書1ページの 地区別各条申請総括表をお開きください。

議案第31号3条許可申請は12件で、地区ごとの内訳は、長洲地区2件、6筆、4,782㎡、宇佐地区3件、3筆、7,614㎡、四日市地区4件、6筆、5,374㎡、安心院地区2件、5筆、3,417㎡、院内地区1件、3筆、877㎡ となっています。

2ページをお開きください。

議案第31号「農地法第3条の規定による許可申請について」

農地法第3条第1項及び同法施行令第1条の規定により、別紙のとおり申請があったので審議を求める。

令和6年11月5日提出 宇佐市農業委員会 会長 久保田 昭廣

3ページをお開きください。

長洲地区です。

長洲地区 番号1 【議案書番号長洲1朗読】

譲渡理由は高齢のため労力不足、譲受理由は規模拡大のため農地を取得するもので、売買による所有権移転です。

事務局 長洲地区は他 1 件、計 2 件、6 筆、4,782㎡ です。

4 ページをお開きください。
宇佐地区です。

宇佐地区 番号 1 【議案書番号宇佐 1 朗読】
譲渡理由は労力不足、譲受理由は規模拡大のため農地を取得する
もので、売買による所有権移転です。
宇佐地区は他 2 件、計 3 件、3 筆、7,614㎡ です。

5 ページをお開き下さい。
四日市地区です。

四日市地区 番号 1 【議案書番号四日市 1 朗読】
譲渡理由は遠方のため管理困難、譲受理由は親戚から農地を受贈
されたもので、贈与による所有権移転です。
四日市地区は他 3 件、計 4 件、6 筆、5,374㎡ です。

7 ページをお開き下さい。
安心院地区です。

安心院地区 番号 1 【議案書番号安心院 1 朗読】
譲渡理由は労力不足、譲受理由は規模拡大のため農地を取得する
もので、売買による所有権移転です。
安心院地区は他 1 件、計 2 件、5 筆、3,417㎡ です。

8 ページをお開きください。
院内地区です。

院内地区 番号 1 【議案書番号院内 1 朗読】
譲渡理由は遠方のため管理困難、譲受理由は現在管理している農
地を取得するもので、売買による所有権移転です。
院内地区は以上です。

以上、全件とも担当農地利用最適化推進委員の調査報告書に基づ
き、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないと思われるため、許
可要件のすべてを満たすと考えます。
以上で議案の説明を終わります。

議長 ただ今の説明に関して、地区審議会から、審議の結果並びに補足
説明をお願いします。
長洲・宇佐地区お願いします。

宮田地区審会長 はい、議長。13番 宮田です。長洲・宇佐地区審議会の結果についてご報告します。

長洲・宇佐地区審議会を令和6年10月30日午前9時30分より、本庁2階25会議室において、農業委員5名全員、農地利用最適化推進委員6名中5名出席のもと開催いたしました。

議案第31号について、長洲地区2件、宇佐地区3件について、担当地区農地利用最適化推進委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。

申請内容等に特に問題はなく、許可要件のすべてを満たしているものと判断し、当地区審議会としましては、許可相当と意見決定いたしました。

議長 駅川・四日市地区お願いします。

今仁地区審会長 はい、議長。8番 今仁です。駅川・四日市地区審議会の結果についてご報告します。

駅川・四日市地区審議会を令和6年10月31日午前9時より、本庁2階23会議室において、農業委員7名中6名、農地利用最適化推進委員13名全員出席のもと開催いたしました。

議案第31号について、四日市地区4件について、担当地区農地利用最適化推進委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。

申請内容等に特に問題はなく、許可要件のすべてを満たしているものと判断し、当地区審議会としましては、許可相当と意見決定いたしました。

議長 安心院・院内地区お願いします。

池田地区審会長 はい、議長。3番 池田です。安心院・院内地区審議会の結果についてご報告します。

安心院・院内地区審議会を令和6年10月29日午前10時より、院内支所 多目的ホールにおいて、農業委員7名全員、農地利用最適化推進委員11名中10名出席のもと開催いたしました。

議案第31号について、安心院地区2件、院内地区1件について、担当地区農地利用最適化推進委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。

申請内容等に特に問題はなく、許可要件のすべてを満たしているものと判断し、当地区審議会としましては、許可相当と意見決定いたしました。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。
発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。
議案第31号について、原案のとおり決定することに賛成の方は
挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第31号は原案のとおり許可することに
決定いたしました。

次に議案第32号を議題に供します。それでは事務局より議案の
説明をお願いします。

事 務 局 議案書1ページの 総括表をお開きください。
議案第32号5条許可申請は5件で、地区ごとの内訳は、
長洲地区1件、5筆、2,784㎡、駅川地区2件、5筆、828㎡、四
日市地区2件、2筆、942㎡ となっています。

9ページをお開きください。

議案第32号「農地法第5条の規定による許可申請について」
農地法第5条第1項及び第3項の規定により、別紙のとおり申請
があったので審議を求める。

令和6年11月5日提出 宇佐市農業委員会 会長 久保田 昭廣

10ページをお開きください。

長洲地区です。

長洲地区 番号1【議案書番号長洲1朗読】

売買による所有権移転です。

資材置場用地への転用で、譲受人が経営する事業の資材置場を整
備する計画です。

立地基準としては、農業公共投資の対象となっていない小集団の
生産性の低い農地で、第2種農地に該当すると考えます。当該申
請に係る事業目的等を勘案し、申請地の周辺に当該事業目的を達
成することが可能な農地以外の土地などないことから許可する
ことができるものと考えます。

11ページをお開きください。

事務局 駅川地区です。

駅川地区 番号1【議案書番号駅川1朗読】

贈与による所有権移転です。

駐車場用地への転用で、譲受人が経営する事業の駐車場23台分を整備する計画です。

立地基準としては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地に該当すると考えます。当該申請に係る事業目的等を勘案し、申請地の周辺に当該事業目的を達成することが可能な農地以外の土地などないことから許可することができるものと考えます。

駅川地区 番号2【議案書番号駅川2朗読】

売買による所有権移転です。

一般住宅用地としての転用で、自己住宅を建築する計画です。

立地基準としては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地に該当すると考えます。当該申請に係る事業目的等を勘案し、申請地の周辺に当該事業目的を達成することが可能な農地以外の土地などないことから許可することができるものと考えます。

12ページをお開きください。

四日市地区です。

四日市地区 番号1【議案書番号四日市1朗読】

売買による所有権移転です。

一般住宅用地としての転用で、自己住宅を建築する計画です。

立地基準としては、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で第1種農地に該当します。地域に居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されることから、第1種農地の不許可の例外基準に該当すると考えます。

四日市地区 番号2【議案書番号四日市2朗読】

20年間の使用貸借権の設定です。

太陽光発電施設用地としての転用ですが、既に、借り人の自宅の家庭用太陽光発電施設を設置しています。今回、事後になりますが、追認の申請を行うものです。申請人からはこのことについて深く反省している旨の始末書が添付されています。

立地基準としては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地に該当すると考えます。当該申請に係る事業目的等を勘案し、申請地の周辺に当該事業目的を達成することが可能な農地以外の土地などないことから許可する

事務局 ことができるものと考えます。

以上、担当農業委員の調査報告書に基づき、農地転用許可基準運用通知に照らし、立地基準及び一般基準ともに許可要件のすべてを満たすと考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長 長 ただ今の説明に関して、地区審議会から、審議の結果並びに補足説明をお願いします。
長洲・宇佐地区をお願いします。

宮田地区審会長 はい、議長。13番 宮田です。長洲・宇佐地区審議会の結果についてご報告します。
議案第32号について、長洲地区1件について、担当地区農業委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。
申請内容等に特に問題はなく、立地基準としては事務局から説明があったとおりです。
また、一般基準につきましても、許可要件のすべてを満たしていると確認できましたので、当地区審議会としましては、許可相当と意見決定いたしました。

議長 長 駅川・四日市地区をお願いします。

今仁地区審会長 はい、議長。8番 今仁です。駅川・四日市地区審議会の結果についてご報告します。
議案第32号について、駅川地区2件、四日市地区2件について、担当地区農業委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。
申請内容等に特に問題はなく、立地基準としては、事務局から説明があったとおりです。
また、一般基準につきましても、許可要件のすべてを満たしていると確認できました。
なお、四日市地区番号2は始末書が添付された追認案件となっておりますが、経緯については事務局から説明があったとおりです。
申請者も深く反省していることから、当地区審議会としましては全件とも許可相当と意見決定いたしました。

議長 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。
発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。
議案第32号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第32号は原案のとおり許可することに決定いたしました。
次に議案第33号を議題に供します。
それでは事務局より議案の説明をお願いします。

事 務 局 議案書1ページの 総括表をお開きください。
議案第33号非農地証明願は、21件で、地区ごとの内訳は、
長洲地区2件、3筆、163㎡、宇佐地区2件、2筆、607㎡、駅川
地区3件、14筆、9,376㎡、四日市地区7件、11筆、1,573
㎡、安心院地区5件、21筆、6,307㎡、院内地区2件、2筆、
251㎡ となっています。

13ページをお開きください。
議案第33号「非農地証明願について」
農地法第2条第1項の対象とならない土地について、非農地証明
の願出があったので審議を求める。
令和6年11月5日提出 宇佐市農業委員会 会長 久保田 昭廣

14ページをお開きください。
長洲地区です。

長洲地区 番号1 【議案書番号長洲1朗読】
昭和41年3月頃より雑種地として利用しているものです。
長洲地区は他1件、計2件、3筆、163㎡ です。

15ページをお開きください。
宇佐地区です。

宇佐地区 番号1 【議案書番号宇佐1朗読】
昭和44年頃より宅地の一部として利用しているものです。
宇佐地区は他1件、計2件、2筆、607㎡ です。

16ページをお開きください。
駅川地区です。

駅川地区 番号1 【議案書番号駅川1朗読】

事務局 平成5年4月頃より山林化しているものです。
駅川地区は他2件、計3件、14筆、9,376㎡です。

18ページをお開きください。
四日市地区です。

四日市地区 番号1 【議案書番号四日市1朗読】
平成3年頃より山林化しているものです。
四日市地区は他6件、計7件、11筆、1,573㎡です。

20ページをお開きください。
安心院地区です。

安心院地区 番号1 【議案書番号安心院1朗読】
平成12年4月5日より宅地として利用しています。
安心院地区は他4件、計5件、21筆、6,307㎡です。

23ページをお開きください。
院内地区です。

院内地区 番号1 【議案書番号院内1朗読】
昭和50年4月頃より宅地として利用しています。
院内地区は他1件、計2件、2筆、251㎡です。

以上、担当農地利用最適化推進委員の調査報告書に基づき、非農地化しており、農地への復旧が困難であること、及び、農地法第51条の規定による処分の対象となっていないことが確認できましたので非農地証明の発行基準に該当しているものと考えます。
以上で議案第33号の説明を終わります。

議長 ただ今の説明に関して、地区審議会から、審議の結果並びに補足説明をお願いします。
長洲・宇佐地区をお願いします。

宮田地区審会長 はい議長。13番 宮田です。長洲・宇佐地区審議会の結果についてご報告します。
議案第33号について、長洲地区2件、宇佐地区2件について、担当地区農地利用最適化推進委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。
申請内容等に特に問題はなく、非農地証明の発行基準に該当していますので、当地区審議会としましては、証明書を発行しても差し支えないものと意見決定いたしました。

議 長 駅川・四日市地区お願いします。

今仁地区審会長 はい、議長。8番 今仁です。駅川・四日市地区審議会の結果についてご報告します。

議案第33号について、駅川地区3件、四日市地区7件について、担当地区農地利用最適化推進委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。

申請内容等に特に問題はなく、非農地証明の発行基準に該当していますので、当地区審議会としましては、証明書を発行しても差し支えないものと意見決定いたしました。

議 長 安心院・院内地区お願いします。

池田地区審会長 はい、議長。3番 池田です。安心院・院内地区審議会の結果についてご報告します。

議案第33号について、安心院地区5件、院内地区2件について、担当地区農地利用最適化推進委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。

申請内容等に特に問題はなく、非農地証明の発行基準に該当していますので、当地区審議会としましては、証明書を発行しても差し支えないものと意見決定いたしました。

議 長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。
発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。
議案第33号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第33号は原案のとおり証明書を発行することに決定いたしました。
次に、議案第34号を議題に供します。事務局より説明をお願いします。

事 務 局 24ページをお開きください。
議案第34号「農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について」

事務局 農用地利用集積等促進計画（案）を別紙のとおり策定するために、農地中間管理機構より、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定に基づく依頼があったため、農業委員会の意見を求める。

令和6年11月5日提出 宇佐市農業委員会 会長 久保田 昭廣

25ページをお開きください。合計を読み上げます。

【集計表（借受分） 朗読】

詳細につきましては、26ページ以降のようになっております。こちらは、農地中間管理機構が土地所有者である貸手から農地を借受ける内容です。

これは、農地中間管理事業の推進に関する法律により、農業委員会の意見を聴くものとされています。

29ページをお開きください。合計を読み上げます。

【集計表（貸付分） 朗読】

詳細につきましては、30ページ以降のようになっております。こちらは、先程の借受分で農地中間管理機構が借受けた農地を今度は、農地中間管理機構から担い手へ貸し付ける内容です。

33ページをお開きください。合計を読み上げます。

【集計表（所有権移転分） 朗読】

詳細につきましては、34ページ以降のようになっております。こちらは、農地売買等支援事業により、農地中間管理機構が売り手から農地を買い入れ、買い入れた農地を担い手に売り渡す内容です。

以上で議案の説明を終わります。

議長 ありがとうございます。

ただ今の説明に関して、地区審議会から、審議の結果並びに補足説明をお願いします。

長洲・宇佐地区をお願いします。

宮田地区審会長 はい、議長。13番 宮田です。長洲・宇佐地区審議会の結果についてご報告します。

議案第34号について、長洲地区、宇佐地区の農用地利用集積等促進計画（案）の内容について審議いたしました。

当地区審議会としましては、異議がないものと意見決定いたしました。

議長 駅川・四日市地区をお願いします。

今仁地区審会長 はい、議長。8番 今仁です。駅川・四日市地区審議会の結果についてご報告します。
議案第34号について、駅川地区、四日市地区の農用地利用集積等促進計画（案）の内容について審議いたしました。
当地区審議会としましては、異議がないものと意見決定いたしました。

議長 安心院・院内地区お願いします。

池田地区審会長 はい、議長。3番 池田です。安心院・院内地区審議会の結果についてご報告します。
議案第34号について、安心院地区、院内地区の農用地利用集積等促進計画（案）の内容について審議いたしました。
当地区審議会としましては、異議がないものと意見決定いたしました。

議長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。
発言のある方は挙手願います。

（質問、意見なし）

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。
議案第34号について、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長 全員賛成ですので、議案第34号は原案のとおり承認しました。
以上で審議案件は終了いたしましたので、報告事項に入ります。
報告第22号から25号を一括して事務局より説明願います。

事務局 それでは、一括してご報告させていただきます。
37ページをお開き下さい。
報告第22号「農地法第3条の3の規定による届出について」
農地法第3条の3及び同法施行規則第19条の規定による届出については受理したので、ここに報告する。
令和6年11月5日提出 宇佐市農業委員会 会長 久保田 昭廣

内訳は38ページからの23件がございました。
地区ごとの内訳は、長洲地区6件、15筆、14,262㎡、宇佐地区2件、13筆、14,433㎡、駅川地区2件、20筆、17,881㎡、四

事務局 日市地区 6 件、25 筆、29,569㎡、安心院地区 6 件、49 筆、34,393㎡、院内地区 1 件、10 筆、5,419㎡ となっています。内容につきましては記載のとおりでございます。登記等も確認できましたので、事務局で確認し、全件とも受理いたしました。

53 ページをお開き下さい。

報告第 23 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による農地賃貸借の解約通知について」

農地法第 18 条第 6 項及び同法施行規則第 68 条の規定による通知があったので、ここに報告する。

令和 6 年 11 月 5 日提出 宇佐市農業委員会 会長 久保田 昭廣

内訳は 54 ページからの 13 件がございました。

地区ごとの内訳は、長洲地区 5 件、5 筆、5,838㎡、宇佐地区 6 件、13 筆、21,339㎡、四日市地区 2 件、6 筆、11,867㎡ となっています。

内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局で確認し、書類を受理いたしました。

59 ページをお開き下さい。

報告第 24 号「農地法第 5 条許可処分の取消について」

農地法第 5 条第 1 項の規定による許可処分については、取り消したのでここに報告する。

令和 6 年 11 月 5 日提出 宇佐市農業委員会 会長 久保田 昭廣

内訳は 60 ページの四日市地区 4 件、4 筆、2,274㎡がございました。

この 4 件につきましては、令和 6 年 9 月 10 日付で、コンビニエンスストアの建築を目的として所有権移転及び賃貸借権による 5 条許可済となっていました。所有者側の都合により計画が廃止となったため、令和 6 年 10 月 18 日付で転用計画廃止の届出により取消を行ったものです。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局で確認し、書類を受理いたしました。

61 ページをお開き下さい。

報告第 25 号「2a 未満の農業用施設用地への転用の届出について」

農地法施行規則第 29 条第 1 号（農業用施設用地）として転用の届出があったので、ここに報告する。

令和 6 年 11 月 5 日提出 宇佐市農業委員会 会長 久保田 昭廣

事務局 内訳は62ページの2件がございました。
地区ごとの内訳は、安心院地区1件、1筆、190㎡、院内院地区
1件、1筆、43㎡となっております。
内容につきましては記載のとおりでございます。農地法施行規則
第29条の規定により農地の転用の制限の例外となっており、許可
を要しない案件でありますので、申請内容等確認し、事務局で受
理通知を交付いたしました。

以上で報告第22号から25号の説明を終わります。

議長 長 ただ今の報告第22号から第25号について、質問、意見等、発
言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議長 長 質問等もないようですので、以上をもちまして本日の議案の審議
並びに報告事項は、すべて終了いたしました。
その他の件について、発言があれば挙手をお願いいたします。

(発言なし)

議長 長 よろしいですか。それでは、事務局から連絡事項等があればお願
いします。

事務局 次回の令和6年度第8回定例総会は、12月5日木曜日、午前9
時30分から本庁2階23会議室で行う予定にしておりますの
で、よろしくお願いします。
なお、欠席をされる場合は、地区審議会も含め、早めのご連絡を
くださるようお願いいたします。

議長 長 それでは、以上をもちまして、宇佐市農業委員会第7回定例総会
を閉会いたします。

午前10時05分閉会

以上会議の次第を記録し事実と相違ないことを証するため、署名する。

令和6年11月5日

議 長 久 保 田 昭 廣

署名委員 植 松 好 子

署名委員 小 野 公 博

議長と署名委員の自筆署名については、個人情報のため上記のように活字等の表現にしています。

なお、自筆署名した原本については、事務局で保管しています。